令和2年第9回大豊町農業委員会議事録

- 1. 日 時 令和2年10月28日(水)午前10時05分から10時14分
- 2. 場 所 大豊町役場 第3会議室
- 3. 出席委員(10人)

会長 4番 小川 進

委員 1番 原 亜由美

2番 信髙 昭男

3番 宮川 利重

5番 北村 栄治

6番 小笠原 正

7番 小笠原章仁

8番 三谷 晴喜

9番 上池 如夫

10番 宇藤 誠朗

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 会議日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第22号 非農地証明願について
 - 第4 その他
- 6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 兵頭 このか

7. 会 議

[議長]

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和2年第9回大豊町農業委員 会総会を開催いたします。

それではまず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10 番宇藤誠朗委員、1番原亜由美委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第21号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、1ページをご覧ください。議案第21号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町 の1筆で申請理由は贈与です。登記地目は田、現況地目は畑となっており、面積は160㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

9月29日に代理人立会いのもと、担当委員の北村委員と事務局都築、兵頭で現地を確認して参りました。こちらの申請につきましては、8月に行われました、第8回総会の議案第17号と同一申請者であり、申請農地の抜かりがあったため、追加で申請するものとなっております。

それでは、お手元の資料16ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。 各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当 ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、 必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、4ページにありますとおり今回申請を含め4,314㎡あり、 当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題あり ません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当 ありません。

7号の地域調和要件ですが、前回の申請と同じく、譲受人は申請地のすぐ付近にある住宅の贈与を受け、既に行われているゼンマイの耕作を今後も同様に行うとのことで、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり9月29日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

[議長]

それでは、議案第21号について、担当委員の説明を求めます。5番北村栄治君。

[北村委員]

はい、5番の北村です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請農地

にてゼンマイの耕作を行うとのことで、善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第21号について、賛成の方は挙手をお 願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第22号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

[事務局書記]

はい、17ページをご覧ください。議案第22号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、9月28日に担当委員の上池委員と事務局都築及び兵頭で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は長らく耕作が行われておらず原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第22号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫君。

〔上池委員〕

はい、9番の上池です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は長年農地 として使用していないため原野化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、 非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

[議長]

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第22号について、原案のとおり 証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。 次に、日程第4その他の件について、事務局より説明を願います。

[事務局書記]

・11月の農業委員会総会の日程について(11月25日水曜日午前10時からを予定)

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第9回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員	10番				
署名委員	1番				